主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、当審において左記のとおり補足陳述し、又は主張の撤回をなした外、原判決が事実の欄に摘示したところと同一であるので、ここにこれを引用する。

第一、被控訴人の主張

- (一) 本件農地買収処分は、昭和二十三年六月十五日長野県北安曇郡 a 村農地委員会の定めた農地買収計画によりなされたものであるところ、右買収計画に対しては、控訴人は何ら争訟手続をなすことなく、本件買収処分に対しても何ら争訟手続をなさなかつた。唯右買収計画に対して名宛人であつた控訴人の父Aが同年六月二十三日同委員会に対し異議申立をなし、同年七月三日棄却決定がなされたので、同月二十二日長野県農地委員会に対し訴願をなし、同年八月十九日棄却の裁決がなされたが、同人はこれに対し、又本件買収処分に対しても何ら行政訴訟を提起しなかつた。従つて控訴人は行政行為の公定力の関係上もはや本件買収処分の効力を争いえないものである。
- (二) 本件一連の農地買収手続はすべて適法になされたものであつて、控訴人ら主張のように当然無効の行為ではなく、その職権濫用に関する主張事実はすべてこれを否認し、違憲の主張はこれを争う。又民法第九十条に該当する行為でもなく、詐欺罪を構成する行為でもない。但し本件農地買収手続がすべて自作農創設特別措置法及びこれが附属法令に基いてなされたこと、従つて買収農地の対価についても右法令により定められた基準によつたことは認める。
- (三) 民法第百七十七条による登記欠缺の抗弁(原判決摘示再抗弁の(一)) はこれを撤回する。しかし本件買収計画樹立当時農地の登記名義人はAであつたので、a村農地委員会が本件農地の所有者はAであるとなしたのは当然であつて、同委員会は故意に事実に反して右認定をなしたものでない。
  - 第二、 控訴人の主張
- (一) 控訴人主張の(一)の事実は認める。しかしながら本件一連の農地買収手続は当然無効の行為であつて、これにより被控訴人は本件農地の所有権を取得する由なく、控訴人は、本件農地の所有者として、行政行為の公定力にかかわりなく何時にても本件買収手続の効力を争いうるものである。まして本件買収手続はその目的たる本件農地の所有者でないAを名宛人としてなされたものであるから、その効力が控訴人に及ぶべきいわれはない。
- (二) 本件買収手続は、自作農創設特別措置法及びこれが附属法令に基いてなされたものなるところ、これら法令は、不在地主についての規定、遡及買収に関する規定、農地委員会の組織並びに決議方法に関する規定、買収農地の対価決定並びに支払に関する規定、その他売渡農地の価額に関する規定等、いちじるしく地主に不利にして小作人に有利なる規定多数を含み、全体として法の下に平等なるべき地主と小作人とを差別扱いするものであつて、憲法第十四条に反し無効であるばかりでなく、少くともその買収農地の対価に関する規定は買収を受くべき地主に対し到底完全な補償をなしたものということができず、憲法第二十九条に反し無効であて、従つて、これら違憲の法令に基いてなされた本件買収手続は当然無効である。
- (三) 本件買収手続は、後記(四)のとおりa村農地委員会が小作人らと共謀し、農地改革に便乗し控訴人から本件農地を取り上げることのみを目的としてその職権を濫用し政町を欺罔してなしたものであるから、ひとり民法第一条第九十条により無効であるばかりでなく、詐欺罪を構成する犯罪行為でもある。
- より無効であるばかりでなく、詐欺罪を構成する犯罪行為でもある。 (四) 本件農地買収計画は、a村農地委員会が小作人らと共謀し憲法第十二条に違反してほしいままにその職権を濫用してなした無効の行為であつて、従つて右買収計画により長野県知事のなした本件買収処分もまた無効である。その職権濫用の事実は左記事実によるも明白であつて、a村農地委員会は、本件農地についてはこれを買収する理由のないことを知りつつ故意に農地買収に名をかりて控訴人から本件農地を取り上げんとはかつたものである。
- (1) 控訴人が昭和十四年一月十日その父Aから本件農地を含む十一筆この反別合計一町四畝十三歩の農地の譲与を受けた事実は、a村においては何人も争うこ

(2) a村農地委員会及びその関係者は、ひとり本件のみならず控訴人及びその父Aに対し数多の違法不法の所為をなしているのであつて、このことは本件買収手続が控訴人から本件農地を取り上げることのみを目的とした職権濫用行為であることを物語るものである。すなわち、

(ロ) a村農地委員会長Hは、昭和二十七年一月二十七日附書面を以てAの元小作人I、J、K、L、M、N、Oらに対し寄附金名義を以つて本訴を含む控訴人並びにAを相手方とする訴訟の費用の分担納入を求め、訴訟費用の不足分はa村の村費で賄う旨の通知(乙第二十四号証の一、二)を発している事実がある。

村費で賄う旨の通知(乙第二十四号証の一、二)を発している事実がある。 (ハ) Aの小作人Lは、Pを教唆し、Pは、右教唆に基き検察官に対し乙第一 号証の一、二の譲与契約書の立会人Qの署名押印は自己においてほしいままになし た旨虚偽の陳述をなしたが、後日その偽証なることが判明した。

(五) Aが控訴人に対して譲与した農地につき登記手続を経由しなかつた事実は認める。Aは控訴人が成年に達した後登記手続をなすつもりでいたところ、控訴人は昭和十七年応召出征し、昭和二十一年一月同人復員後は農地改革の関係上登記手続が困難になつたためで、止むを得ない事情に基くものである。

理 由 控訴人が現に長野県北安曇都 a 村字滝沢 o 番地田一反三畝二十八歩(以下これを本件農地という)を占有耕作している事実は控訴人の認めるところであつて、被控訴人は、右農地は被控訴人の所有であつて控訴人の右占有は正権原に基かないものであるとなし、控訴人に対し所有権に基きこれが明渡を求めているものであるところ、控訴人は、右農地が被控訴人の所有であることを否認し、かえつて自己の所有であると主張しているので、まずこの点を審究する。 長野県北安曇郡 a 村農地委員会が昭和二十三年六月十五日右農地をAの所有に属

長野県北安曇郡 a 村農地委員会が昭和二十三年六月十五日右農地を A の所有に属するものとして右農地につき自作農創設特別措置法第三条により買収の時期を同日と定めて買収計画を立て、右買収計画に基き長野県知事が同年にとりる書を交付して買収処分をなしたことは当事者間に争のないところ所を取得したものというべく、右買収計画に対しては被控訴人主張のとおりと、と、控訴人はこれに対し何ら争訟手続に出ることなく、又右買収別に対しては被控訴人主張のといったる、投訴人はこれに対し何ら争訟手続に出ることなく、又右買収別に対してを収別に対しては、当事者間に争のないところであるので、右買収計画の樹立からに関係といたる一連の買収手続は出く/要旨第一〉訴期間の経過によりその効力を争めらにいたる一連の買収手続は出く/要旨第一〉訴期間の経過によりその効力を争めらことができないものというべき行政行政行政であったとしても、その取消を求めていたるができないものというべきである。これはひとり本件買収手続の名宛入を申りができないものというべきである。これはひとり本件買収手続の名宛大であるのみならず、たとえてのというべきであるから、当然右行政であるからであるがら、当然右行政であるの対方を受けるものというべく、その名宛人でない故を以て当然本件買収手続の効力が控訴人に及ばないものとなすはあたらない。

しかるところ、控訴人は、本件買収計画、従つて本件買収処分が当然無効の行政 行為であつて、控訴人に対し何ら効力を生じないと主張する。よつてその主張の無 効原因につき順次その当否を判断する。

(一) 第一に、控訴人は、自作農創設特別措置法及びこれが附属法令は憲法第十四条、第二十九条に反する無効の法令であつて、従つてこれに準拠してなされた本件買収手続は当然無効であると主張する。なる程観方によれば右法令は強制的にその所有農地を買収せられる地主に不利にして買改農地の売渡を受ける小作人のである規定多数を含み法の下に平等なるべき地主と小作人とを差別扱いするいるので憲法第十四条に反するものではないかと思われるよ〈要旨第二〉うであるとも憲法第二十九条に反するものではないかと思われるよ〈要旨第二〉うが終める場合、あらゆる点で国民全部が絶対におるといるのであることを要〈/要旨第二〉求するものではなく、平等の要請そのものの中におのるがあることを要〈/要旨第二〉求するものではなく、平等の要請そのものの中におのるから、その制限が合理的なものであるかでよるほかないと解するを相当といる。ところ、農地改革が、実質的には憲法の行われる地盤を形成する前憲法的な作力、形式的にもそれに対応して連合国管理政策の一環として超憲法的な権力に基

(二) 次に控訴人は、本件農地買収手続(買収計画及び買収処分)は民法第九十条にあたる行為であつて無効であ〈要旨第三〉ると主張するけれども、同条は私法上の行為ないし左律関係を規律する規定であつて、権力支配作用である本〈/要旨第三〉件農地買収手続には適用がないものと解すべきであるから、控訴人の右主張は主張自体理由がないのみならず、後記説明のように、本件農地買収手続が不法に控訴人から本件農地を取り上げることのみを目的としてなした a 村農地委員会の職権濫用行為であることを認めることができない。

用行為であることを認めることができない。 なお、控訴人は、本件買収手続は詐欺罪を構成する犯罪行為であると主張するけれども控訴人の証拠によるも右事実を認めることができない。

最後に控訴人は、本件農地買収計画の樹立はa村農地委員会の職権濫用 (三) 行為であり、本件買収処分の実施は長野県農地委員会及び長野県知事が右買収計画 を鵜呑にした結果であるという。そしてa村農地委員会に職権濫用行為ありといわ んがためには、控訴人も自認しているように、単なる手続上の過誤、手落があつた というのみでは足らず、紅局本件農地についてはいかなる点からみてもこれを買収 する理由のないことを知りながら故意に農地買収に名をかりて控訴人から本件農地 を取り上げんとはかつたこと、換言すれば、真面目に農地改革を遂行しようという 意図に出たのでなく、農地改革に便乗して農地奪取の野望を達成せんとしたものであること、要するところ、控訴人の提出採用にかかる証拠は勿論本件にあらわれた あらゆる証拠によるも遂にa村農地委員会がかかる意図の下にその職権を濫用して 本件買収計画を定めた事実を認めることができない。否控訴人が本件農地を買収す ることのできない唯一の理由として主張した昭和十四年一月十日控訴人の父人が控 訴人に対し本件農地を含む合計十一筆この反別合計一町四畝十三歩の農地を譲与したという事実すらも疑わしいのである。なる程控訴人ら提出の乙第一号証の一、二(譲与契約書)】成立に争のない乙第二号証の証人R、Sの供述記載、同第四十三 号証の被告Aの供述記載を綜合すれば右譲与の事実を認めるに足るようである。 又、右乙第四十三号証及び成立に争のない乙第十九号証、第二十一号証の一、 十五号証の五、第二十七ないし第三十三号証、第三十四号証の一ないし三、 三十七号証、第三十九ないし第四十二号証、当裁判所の真正に成立したと認める乙 第二十九号証の一、二、第二十五号証の一ないし四及び六、第三十八号証を綜合するときは、控訴人は、昭和十七年応召出征し、昭和二十一年一月復員したのであるが、復員後は、控訴人主張のように姉Bと共に父Aと別世帯を営み、本件農地その他父Aから譲与をうけたという農地の大半を耕作し、その名において、その生産にもなると思せ芸芸を供出し、原民税、社民税を納るし、水田調本费、耕地费、大豆 かかる米穀甘藷等を供出し、県民税、村民税を納入し、水田調査費、耕地費、木戸 費を分担し、かつ昭和二十一年二月二十一日正式に分家届をなした事実を認めるこ とができる。しかしながら、右譲与をうけたという昭和十四年一月十日から右復員 まで、果して控訴人が右譲与をうけたという農地に対し所有者としての権利を行使 していたかどうかは甚だ疑問であつて、なる程乙第三、第四号証によれば、控訴人

応召後は父Aにおいて代つてこれを管理し、小作人台帳も父A、控訴人各別に調製 していた事実が認められるのであるが、その以前において控訴人が自ら使用収益し ていた事実を認めるに足る証拠なく、控訴人が未成年のため父Aが代つて管理して いたものとすれば、何故応召後と同様に控訴人のための小作台帳を調製しておかな かつたのであろうか、又成立に争のない甲第九号証の証人工の供述によれば、 は、昭和十一年四月十八日父Aの長男Uと婚姻し同十六年四月二十八日離婚したも のであるが、右譲与の事実について何ら聞知することなく、又成立に争のない甲第十一号証の証人Vの供述記載、同第十二号証の証人Iの供述記載、同第十三号証の証人Jの供述記載によれば、これらの者はいずれも本件譲与されたという農地の元 小作人であり、殊にVは本件農地の元小作人であつたが、右譲与の事実を知らず、 右につき控訴人並びにその父Aから何ら通告をうけたこともなく、地主はAである として小竹をつづけ小作科を支払つていた事実が認められ、さらに乙第一号証の ー、二によれば「譲受人宏志昭和十七年適令ニ達シタル時直チニ登記手紡ヲ完了ナ スコト」なる記載があり、昭和十七年当時は右登記をなすにつき何ら支障制限がな かつたのにかかわらずついにこれが登記をなすにいたらなかつたこと等の事実を考え合すときは、あるいは昭和十四年一月十日控訴人に対し将来分家別居の際には分 家料として本件十一筆の農地を譲与する意思ある旨表明し、これが証として、乙第 二を作成した事実をためることができるかも知れないのであるが、そ の際直ちに右農地を譲与する契約がなされたとは到底認めがたく、乙第三、第四号 証も農地買収をまぬがれんがため後日作成したものと疑えば疑える次第であつて、この点に関する乙第四十三号証の被告A、乙第二号証の証人R、S、成立に争のない甲第十五号証の証人Uの各供述内容はいずれも措信することができず、これをお いて他に右譲与の事実を認めるに足る的確な証拠がない。又昭和二十一年一月後員分家後譲与がなされたものとしても、当時は昭和二十年十二月二十八日公布同年法 律第六十四号農地調整法第五条により農地所有権の移転は同法第六条の場合を除き 地方長官又は市町村長の認可を受けなければその効力が生じなかつたのであるか ら、右について特段の主張立証のない本件においては、これにより控訴人が本件十 ·筆の農地所有権を取した事実を認みるに由ないのである。してみれば、本件農地 は、控訴人主張の理由によつてはこれを買収することができないものということができず、仮に百歩を譲り買収できないものであつたとしても、a村農地委員会が右事実を知りながら故意に本件買収手続を敢行したと認むべき証拠も徴憑事実もな い。すなわち、成立に争のない甲第二十二号証の証人Wの供述記載によれば、a村 農地委員会は単に登記簿上の所有名義のみに依拠して本件十一筆の農地がAの所有 であり、従つて本有農地は買収しうべきものと認定したのでなく、昭和二十二年一 年十四日農林省令第二号農地調査規則の定めるところに従い、登記名義人にかかわ りなく実際の所有者を対象として農地の一筆調査を行い、慎重にそれを検討した結 果、前記認定に到達した事実が認められるので、たとえ右認定に誤りがあつたとしてもそれがためそのなした本件買収手続を目して同委員会の職権濫用行為であると、 いうことはできない。前段認定の控訴人の復員後に生じた諸事実は、たとえそれが 控訴人の本件十一筆の農地に対する所有権の行使を臆測させる事実であつたとして も、それがためa村においては控訴人の応召前から右農地が控訴人の所有であつた とが公知の事実であつたということができず、又当時農地所有権の移転について は原則として地方長官又は市町村長の認可を要したことを考慮するときは、同委員 会がかかる認可なき復員後の譲与を等閑に付したのは無理からぬところであり、又 成立に争のない乙第十三号証の一、二、第十四号証、第十六号証、第十八号証の -、二によれば、a村農地委員会がAの所有にかかるa村ef番地田一反三畝十 歩、同gh番地田一反四畝七歩、同gi番地田六畝十五歩に対し遡及買収をなすにあたり、名宛人Aに対する昭和二十二年五月三十口附通告書に右gの二筆の地番を n番地田一反四畝七歩、h番地田六畝十五歩と誤記し、かつその適用法条を自作農 創設特別措置法第三条第一項第一号と記載し、又、同年十一月十八日Aの右買収計 画に対する異議申立を却下するに際し、その決定書に縦覧期間は真実は同年五月三十日から同年六月九日までであつたのにかかわらず同年五月二十六日から何年六月五日までと記載する等の過誤があつた事実が認められ、又、当裁判所の真正に成立したと認める乙第二十四号証の一、二によれば、昭和二十七年月二十七日 a 村農 地委員会長H名義を以てAの元小作人V外六名に対し「訴訟費援助について」と題 する控訴人主張のような趣旨の書面が発せられた事実を認めることができ、又成立 に争のない乙第十一号証によれば、控訴人が昭和二十五年三月十七日長野地方裁判 所においてLを傷害した旨の公訴事実に対し右証明なしとして無罪の判決言渡をう

けた事実が明らかであるけれども、これらの事実否控訴人主張の(四)(2) (イ)(ハ)の事実が全面的に認められたとしても、右(イ)の事実は本件と関係 なき他の買収処分に関する事柄であつて、あるいはその買収処分の効力に消長を及 ぼすべき事項であるかも知れないが、本件買収処分の効力に何ら影響なく、又 (ハ) の事実もこれを本件職権濫用の事実認定の資料に供するにはあまりに縁遠 く、いずれもa村農地委員会の職権濫用の事実を推認する事情となすに足らない。 右に反し甲第二十二号証の証人Wの証言によりAの提出した異議申立書の原本に基 いて謄写したものであることの明らかである甲第五号証、成立に争のない乙第十六 号証、甲第八号証によれば、Aは本件異議申立又は訴願をなすにあたり本件十一筆 の農地譲与の事実については一言もふれていないことが認められ、又成立に争のない甲第六号証によれば、控訴人が昭和二十三年六月二十三日附書面を以てその譲与 をうけたという本件農地外三筆の農地につき売渡の請求をなしている事実が明らか であつて、これらの事実は同委員会に控訴人主張のような職権濫用の行為のなかつ た一証左となすに足るものであろう。よつて職権濫用を理由とする控訴人の無効の

主張は理由なしとして排斥する。 以上の次第で、控訴人の無効原因として主張するところは一も理由がないので、 本件農地買収処分により被控訴人の所有に帰したものと認めるのほかなく、控訴人 はもはやその所有権を主強して本件買収処分の効力を争うことができず、所有権以 外他に本件農地を占有耕作するにつき正当の権原あることは控訴人の何ら主張立証 しないところであるので、その占有は何ら正権原に基かない不法のものであるとなすのほかなく、従つて控訴人に対し所有権に基きその占有にかかる本件農地の明渡を求める被控訴人の本訴請求は正当であつて、これを認容した原判決は正当であり、控訴人の控訴は理田がないので、民事訴訟法第三百八十四条第九十五条第八十九条を適用して主文のとおり判決した。。

(裁判長判事 大江保直 判事 岡咲恕一 判事 猪俣幸一)